

工事年度・工事番号 令和8年度 県債 道改交金 第131号－3
工事名 高田相賀線(雲取トンネル防災設備)道路改良工事
工事場所 新宮市相賀 地内

	質 問	回 答
1	実施設計書P31～P34 1次単価表 単-9号～単-12号において、2台目以降による補正＝補正あり、又は2面目以降による補正＝補正ありと記載されていますが、1台目及び1面目に関しては補正なしではないでしょうか。	押しボタン通報装置設置・調整、通報装置説明板設置、非常電話機設置及び非常電話案内板設置については、2台目及び2面目以降の設置及び据付が生じることから、2台目及び2面目以降による補正ありとして積算しています。
2	特記仕様書 (積算参考資料) No12において、坑内ハントホール 鉄蓋 (607×445×4.5)×2枚/組ハントホール枠、取手、その他鉄筋含むと記載されていますが、(607×445×4.5)×3枚/組ハントホール枠、取手、その他鉄筋含むの間違いではないでしょうか。	ご質問のとおり、「(607×445×4.5)×2枚/組ハントホール枠、取手、その他鉄筋含む」は誤記であり、正しくは「(607×445×4.5)×3枚/組ハントホール枠、取手、その他鉄筋含む」です。
3	道路トンネル非常用設備 機器仕様書 工事数量総括表 P152 設計内訳書P7 1次単価表P39 参考資料(1) P92 受信制御機改造および監視盤改造の記載がありますが、『工事数量総括表』および『設計内訳書』においては機器単体費での計上がなく、非常警報受信装置調整のみの計上となっております。受信制御機改造および監視盤改造は機器単体費に該当致しますので、当初のご発注には調整費のみが計上されており、受信制御機改造および監視盤改造が必要となった際は別途協議とし、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	受信制御機改造および監視盤改造にあたり、機器単体費に該当する機器が必要となった場合は、別途設計変更の協議対象とします。
	以 下 余 白	